

函館市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第5項の規定に基づき，都市建設部および教育委員会事務局生涯学習部を対象として，随時監査（工事監査）を実施したので，その結果を同条第9項の規定により，別紙のとおり公表する。

平成31年2月5日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

平成30年度 随時監査（工事監査）結果報告書

1 監査の対象

- (1) 工事名 市民会館耐震改修その他工事
- (2) 工事担当部局 都市建設部
- (3) 予算主管部局 教育委員会事務局生涯学習部
- (4) 契約担当部局 都市建設部

2 監査の期間

平成30年9月25日から平成30年12月25日まで

3 監査の実施内容

監査にあたっては、上記対象工事が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているかについて、都市監査基準に基づき、諸帳簿、設計図書等関係書類の検査のほか、関係職員から説明を聴取し、現地調査を行った。

工事技術面の調査については、公益社団法人大阪技術振興協会へ委託し、平成30年9月25日・26日に実施した。

なお、上記対象工事の各段階における主な着眼点は次のとおり。

(1) 設計

ア 事業目的に適合した設計となっているか。

イ 仕様書、図面および設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。

(2) 積算

ア 歩掛および単価は適正か。

イ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

(3) 契約

ア 契約の方法および手続は適正か。

イ 契約書、見積書等関係書類および帳簿は確実かつ的確に整備されているか。

(4) 施工

- ア 工事施工計画は適正か。
- イ 設計図書どおり施工されているか。
- ウ 工程管理および品質管理は適正に行われているか。

4 工事の概要

- (1) 工事場所 函館市湯川町1丁目32番1号
- (2) 敷地面積 9, 147. 63 m²
- (3) 構造・規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建て
- (4) 建築面積 4, 150. 33 m²
- (5) 延べ床面積 8, 054. 28 m²
- (6) 工事内容 耐震改修工事
 - ホール棟
 - アウトフレーム設置工事 耐震スリット設置工事 水平ブレース設置工事 トラス梁補強工事
 - 管理棟
 - 耐震壁設置工事 アルミブレース設置工事 トラス梁補強工事
 - その他工事
 - ホール棟
 - 客席床改修工事 大ホール舞台機構改修工事 連絡通路設置工事 エレベーター設置工事
 - 管理棟
 - 待合スペース増設工事 小ホール舞台機構改修工事 渡り廊下設置工事 エレベーター設置工事
- (7) 請負金額 (税込)
 - ア 設計変更前 1, 900, 800, 000円

- イ 設計変更後 1,929,808,800円
- ウ 変更の理由 工事請負契約約款第18条第1項に基づく請負者からの施工条件の確認請求による調査の結果、設計図書の変更を行ったため。（杭長の増加およびアスベスト除去工事の追加）
- (8) 請負者 高木組・今井工務店・紀の國建設・三光工業市民会館耐震改修その他工事共同企業体
- (9) 工期 平成29年12月11日から平成31年12月11日まで

5 監査の結果

監査の対象とした工事は、適正に執行されていた。